

地域活動の担い手育成業務 仕様書

1. 事業概要

少子高齢化や人口減少、生活スタイルの変化等により従来の地域活動の担い手の高齢化や固定化が課題となっており、特に農村地域は担い手の育成が急務となっている。

西区では、地域活動に興味がある人や活動の場を求めている人、活動の幅を広げたい人などを対象として、農村地域での活動を視野に入れた地域活動の担い手育成事業を実施する。この事業では、参加者が講座を通して地域活動の実施に至る過程等について学びながら、自分でできる地域活動を構想し、自立して活動できるようになることを目指す。

都市と農村が近い西区の魅力を活かし、農村地域の資源を含めて、地域活動の視野を広げてもらう機会ともする。

2. 業務内容

(1) 講座の企画・運営

- ・地域活動を行うにあたり参加者の求めていることや役に立つ講座の企画・運営を行うこと。なお、講座の参加者は原則、全講座に参加するものとして講座を企画する。
- ・講座は西区内で実施することとし、会場として西区役所の地域活動支援コーナーを使用できる。
- ・西区内の農村地域でのフィールドワークを原則、2回以上実施し、実施後は気づきの共有を行うこと。
- ・講座はフィールドワークを含め、原則、7回以上実施すること。
- ・講座内容については、提案に基づき西区と協議の上最終決定すること。
- ・講座の最終回は報告会を実施するものとし、報告会の形式は西区と協議の上、決定する。
- ・上記講座において「想定する地域活動の場」は、主に西区内の農村地域とすること。

(2) 広報

- ・受講生の確保や講座内容の発信のためにチラシデータを作成し、SNS等を活用して、講座のPRを行うこと。
- ・西区では記者発表、広報紙掲載、西区のInstagram掲載、西区役所でのチラシ配架を行い、それ以外の広報を受託事業者が行うこと。例) SNS (Facebook・Instagram)、オンラインメディア、新聞折込、ポスター掲示等

(3) 参加者の集計・分析、報告書の作成

- ・参加者の現在の活動や今後の展望など聞き出した内容を取りまとめること。
- ・各回の講座終了後、アンケート調査を行い、受講者の意向の確認を行う。アンケート実施方法は問わないが、事前に西区と協議し決定すること。
- ・契約期間を通じて、講座の実施内容・結果の詳細がわかる「実施報告書」を作成すること。

3. 契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日まで

4. 契約金額

1,600,000 円(消費税を含む)を上限とする

5. 提出書類・時期

- (1) 業務責任者届 (様式 3)
- (2) 成果品
 - ・実施報告書
 - ・アンケート調査結果
 - ・作成した広報物
- (3) その他西区担当課が指示するもの

6. 支払方法

契約締結後、契約金額の 4 割 (消費税を含む) を上限として受託者が業務に着手するために必要な経費として、受託者の請求に基づき前金払いをする。

検査合格後、契約金額のうち前金払いをした金額を除く、残りの契約金額を、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。

7. その他

業務上知り得た秘密は一切他に漏らしてはならない。

事故発生時は、速やかに事後対応をとるとともに西区に報告すること。

仕様の内容について疑義があるときは、西区担当課へ問い合わせること。

契約後速やかに西区担当課の担当者と契約履行について打ち合わせること。

8. 担当課

西区総務部地域協働課 担当 島田、岩城

T E L : 0 7 8 - 9 4 0 - 9 5 0 1

F A X : 0 7 8 - 9 9 1 - 5 5 4 6

E-Mail : west@city.kobe.lg.jp